

新潟県南魚沼児童相談所長 様

新潟県南魚沼児童相談所の第三者評価

報告書

(令和7年度1月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で新潟県南魚沼児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	13
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	15
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	17
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19

総評

(2025年9月9日(火)～10日(水) 実地調査実施分)

総評

【はじめに】

2025年9月9日及び10日に実施した当児童相談所の実地調査の結果、現地の取組み状況において、優れている点及び課題と今後の取組みへの提案を（１）子どもの権利擁護（２）体制及び組織マネジメント（３）ケース支援の３点に整理し、総評といたします。

【優れている点】

（１）子どもの権利擁護について

- ・子どもが職員を「さん」づけで呼ぶ文化が根付いているなど、子どもを一人の人格として尊重する姿勢が職員間で共有されています。また、個別ヒアリング等から子どもの意見及び意向を丁寧に聴き取り、支援方針に反映しようとする姿勢が職員に共通して見られました。
- ・権利ノートは、年齢や社会的養育環境に応じて６種類が整備されており、子どもが記入できる構成となっています。職員向けのハンドブックも併せて作成されており、権利擁護の理解促進に資する工夫がなされています。意見表明等支援事業が開始され、１年が経過し、今後さらに子どもの意見尊重の実践が進むことを期待します。

（２）体制及び組織マネジメントについて

- ・職員体制として主任・副主任、児童福祉司・心理司などによるチーム担当制により、業務の分担とOJTを通じた職員育成が両立されています。また、経験豊富なスーパーバイザー(以下、「SV」とする)や、幹部職員の指導・助言が機能しており、職員が安心して支援に臨める体制が構築されています。
- ・地区担当児童福祉司は、週１回のSVミーティング、月１回の課長の出席する会議により、進行状況の把握とケース支援の方向性が組織的に共有されています。また、所全体として全ての虐待相談ケースを対象とした援助方針会議や、週１回の虐待ケース進行管理会議など、全体で支援の質を担保する仕組みが構築されていました。

（３）ケース支援について

- ・入所前からスモールステップで施設生活の「慣らし」を繰り返し、入所を開始するなど段階的支援により、子どもが安心して施設入所できるように工夫されています。
- ・保護者対応においては保護者を批判的に見るのではなく、思いを受け止めながら、再統合を見据えた丁寧な支援がなされています。また、サインズ・オブ・セーフティーの研修を踏まえ、家族支援に活用しようとする取組みが進められていました。
- ・進行管理が適切にできており、組織全体でケースの状況を把握していることから、経験の共有ができ、スキルの蓄積につながっています。里親等委託率も全国平均を大きく上回っています。

【課題、今後に向けての提案】

(1) 子どもの権利擁護について

- ・子どものアンケート結果において、半数が「説明を受けていない」と回答しています。ハンドブックを活用し、所内で説明方法やタイミング等を検討する場を設けてはいかがでしょうか。
- ・会議資料での子どもの意見記載が一言にとどまり、支援過程や形成支援の内容が反映されていませんでした。意見形成支援のプロセスを記録し、会議資料へ反映する仕組みを整備すると良いと考えます。加えて、子どもの意見に対する丁寧なフィードバックについて、所内で共有し研修等を通じて理解促進と仕組みづくりを行うと良いと考えます。

(2) 体制及び組織マネジメントについて

- ・自前の一時保護施設が併設されておらず、1時間以上移送しなければならない状況は、児童や職員の負担も大きいことから円滑な実施が担保されていないことにつながります。身近な地域で子どもの権利擁護が図りにくい課題を抱えている児童相談所である認識を所管部署は念頭に置いて、今後対策を講じていただきたいです。
- ・一時保護施設が併設されていないことによる職員の面会・移送等業務負担については、オンライン会議の導入等による遠隔支援・情報共有の体制構築をご検討ください。
- ・一時保護施設が併設されておらず、管轄外の遠方に保護される場合もありますが、管轄内で完結できる体制整備が望まれます。
- ・人口が少ないなどの地域特性ゆえ、ケース数が少なく、多様な事例経験の蓄積に限界があります。他の児童相談所との合同研修及び事例検討の活用、また、児童福祉審議会の積極活用を推進していただきたいと思います。現在は経験職員のスキルに依存している面があります。支援プログラムの視覚化や支援方針の標準化を進め、今後の異動に備えた仕組み作りが必要と考えます。

(3) ケース支援について

- ・丁寧な保護者対応が、時として一時保護の長期化に繋がるリスクがあります。子どもの利益を最優先とした法的手続きを適時行う意識を職員間で共有していただきたいと思います。
- ・児童記録の一部がプレハブ倉庫に保管されており、災害・盗難のリスクがあると見受けられます。庁舎内への移設またはより安全な保管環境の整備が求められます。
- ・管内に乳児対応可能な里親が不足し、乳児院への措置の割合が高いようです。フォスティング機関及び市町等と連携し、乳幼児対応里親の開拓を促進されることを希望します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉行政職としての多様な現場経験は、児童相談所職員の専門性やケース支援の質を高める基盤となっています。しかし、県立施設や福祉職場の減少により、今後はそのような経験を積む機会が減少し、人材育成が課題となってきます。県全体で人材育成のあり方を検討し、SVなど中核人材を継続的に育成できる体制づくりが求められます。 ・また、日々の取組みが子どもの権利保障にどう寄与しているかを意識し、実践できるようになることも重要です。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な幹部やSVによる指導の下、若手職員も高い意識で業務にあたっています。ただし、今後は退職や異動による指導体制の弱体化に備えなければなりません。OBの活用などを含めた継続的な支援体制の構築を検討してみると良いでしょう。 ・また、福祉職場での経験を活かした保護者に寄り添うケースワークが展開されていることは評価できる一方で、保護者との関係を維持することにより、介入が遅れることは回避しなくてはなりません。子ども目線での迅速な権限行使とのバランスが必要です。加えて、異動により組織の環境が変化する中でも、心理的安全性が確保された職場環境を維持し、人材の育成・定着を図ることが重要です。 ・さらに、地理的・物理的要因による業務負担の増大を当然視せず、改善を図る姿勢が子どもの利益につながるという意識が重要です。 ・なお、児童相談システム導入のメリットが職員に十分伝わっておらず、省力化・ペーパーレス化が逆に負担と感じられている面もあるため、過渡期であることを踏まえ、研修などで理解促進を図る必要があります。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設が併設されていないことにより、児童移送や面接、特に夜間の警察からの通告対応などで職員の負担が大きくなっており、具体的な負担軽減策が求められています。例えば、既存一時保護施設の職人体制を強化し、一時保護施設常勤職員が当該業務を担えば職員の負担軽減が期待できるのではないのでしょうか。 ・一時保護施設の新設が難しい場合は、他自治体にみられるように児童福祉施設に補助を行い、一時保護専用施設を設ける方法も検討すると良いと考えます。 ・特に乳幼児に対しては、身近な場所での保護を可能にするため、養育里親の積極的な確保・育成が重要です。 ・そもそも一時保護施設が遠方にあることは職員だけでなく、子どもにも負担となる視点に立ち、多様化する一時保護ニーズを踏まえて、地域ごとに適切な対策を講じる必要があります。 ・児童福祉審議会が十分に活用されていないようです。所管部局課が中心となって活用しやすい体制整備が望まれます。

国	<ul style="list-style-type: none">・福祉行政職の社会資源が民営化・効率化により減少する中、将来のSVをどう育成するかが課題であり、5年・10年先を見据えた専門性を担保するための採用・キャリア育成プラン策定のためのモデルが必要です。・また、代替養育資源の乏しい地域では、養育里親の確保が特に重要であり、身近な場所で安心・安全な保護ができる体制の構築が求められます。そのため、養育里親として活躍可能なインセンティブの創設や、民間が一時保護専用施設を設置しやすくなるような補助金制度の整備も期待されます。
---	---

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもが職員を「さん」付けで呼ぶ文化が当たり前のように根付いていること、新人職員が子どもと話すときにはそこに居てくれることについて感謝を伝えるようにしているなどの工夫を自然にできていることから、子どもを一人の人格として尊重する姿勢が見て取れました。・子どもの権利ノートについて、①年齢や社会的養育環境に応じて6種類作られている点、②子どもが書き込みできる内容となっており、大人の説明を受けながら子どもがコミュニケーションの中で自然な意見表明をできるように作られている点、③職員が何をどう説明すればよいかについてのハンドブックが作成されている点は、職員が子どもの権利を理解したうえで説明することを前提としており、高く評価できます。・個別ヒアリングから子どもの意見や意向を丁寧に聴き取り、その意見等に沿って子どもに寄り添いながら丁寧にケース支援を進めようとする姿勢が見られました。・ケース対応において、児童福祉司と心理職がペアで担当することを原則とし、担当心理職を配置することで、ケース対応の初期段階からフォーマルアドボケイトの枠組みができており、意見聴取等措置の内容の実質化が目指されています。 <p>【課題、今後に向けての提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的養護にある子どもへのアンケートで、「子どもの権利ノートの説明を受けていない」、「存在について知らない」という意見が半数を占めていました。改訂された権利ノートは、施設や里親訪問時に順次渡していくとのことですので、内容の理解を促すにはどのような説明がより効果的か等、ハンドブックをテキストとしながら、所内全体で検討する機会を設けると良いと考えます。 子どもの意見・意向を確認するためのフォーマルアドボケイトの枠組みに加えて、表出された意向・意見の尊重と意見形成から支援していくことのできる仕組みが図られるとさらに良いと思われます。・確認された意見や意向は共有されていますが、会議の資料などでは子どもの意見の記載が一言程度にとどまっています。援助方針会議の資料等にどのような説明に対してどのような意向・意見を示したかについて必ず記載することも、仕組みづくりの重要なファクターです。・また、意見聴取等措置の記録に、意見表明の内容だけでなく、子どもが気持ちを言葉にして表せるような意見形成支援の関わりについて記載することも仕組みづくりにつながります。・意見表明等支援事業が開始され、これから徐々にアドボケイトを介して意見が出てくると考えられます。意見表明等支援事業が真に子どもの権利擁護につながるには、出てきた子どもの意見を受け止め、結果を丁寧にフ

フィードバックすることが必要です。施設や一時保護施設の生活上の意見・要望だけでなく、児童福祉司等への意見・要望も出てきますので、今から意見表明等支援事業の理解を周知する取組みをしておく方が良いと考えます。

- ・昨年度事業開始にあたって県本庁が全職員に対して研修を実施しています。今後は子どもから意見が出た場合の具体的な対応の流れについて準備しておくために、所内で参加型の研修などを検討してはいかがでしょうか。

- ・一時保護は子どもの利益のためではあっても権利制約を内在している行政処分ですから、延長に際しては、現在の子どものニーズに沿った判断が求められます。保護者の納得を得て同意を取るという丁寧な保護者対応は長期的に見れば再統合に良い効果があるのは確かですが、保護者の同意を得ることと同様に、適時に法的手続きを取ることも子どもの権利擁護の手段であるとの意識も共有していただくとよいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、主任・副主任、児童福祉司・心理司など、複数職員によるチーム担当制が導入されており、適切なケース支援とOJTによる育成が図られています。また、SV本来の役割(助言・指導・育成)も十分発揮されていると評価できます。・組織全体でケース状況を把握できているため、タイムリーな判断・指示が可能となっています。また、援助方針会議に全職員が参加し、主担当以外の視点からの助言が得られています。・さらに、毎週の虐待ケース進行管理会議により、進行状況を全員で共有し、支援の質を担保していることが評価できます。 <p>【課題、今後に向けての提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・ケースの絶対数が少ないことから、多様なケース支援経験を積む機会が限られることが課題です。このことについては、他の児童相談所との事例共有や合同研修の実施を通じて学習機会の拡充を図ると良いと考えます。また、児童福祉審議会での困難事例の助言を研修の一環としてぜひ活用していただきたいと思えます。・一時保護施設が併設されていないことによる職員の面会・移送等の業務負担が課題となっていますが、所管部署と連携し、対応策の具体化が求められます。特に、保護児童の行動診断に関しては児童心理司の見立てを通じた情報伝達が中心となる点について、客観性及び透明性確保のための工夫が必要と思われる。援助方針会議への一時保護施設職員の参画が困難な点についてはオンライン会議システム等を活用し、遠隔での参加を可能とする仕組みの導入を検討してください。・将来的な体制の安定と専門性の担保のため、5年先・10年先の採用計画やキャリアシステムを見越した育成プランが重要です。・情報の入手・利用・保存の各段階で概ね適切に取り扱われており、漏えい・紛失防止が図られていることは評価されますが、一部、庁舎内に収まり切らない記録の保管環境について、屋外のプレハブ倉庫が使用されていました。施錠はされているものの、浸水、台風及び盗難等のリスクに対してセキュリティが十分とは言えない状況です。記録は個人情報保護の観点から、より物理的に堅固な保管環境が必要です。可能であれば、庁舎建物内への記録保管の移設についてご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・週 1 回の児童福祉司と SV とのミーティング、月 1 回の課長出席のミーティングにおいて、支援が埋もれているケースを洗い出す、また、援助方針会議の場において全ての虐待ケースの対応状況を確認するなど、組織的にケースの進行管理ができています。組織としてケース状況や支援経過を把握、共有できているため、必要な指示や助言が適切にできています。また、経験豊富な幹部や SV が経験の浅い職員に対して丁寧に相談に乗り、必要な助言指導をしており、ケース支援において職員が一人で悩みを抱え込むことなく、安心して携わることができており、職員の育成にもつながっています。・ケースを移管する、または移管を受ける場合において、組織内で十分な検討がなされ、移管に必要な手順を確実に実施しています。移管先が受け入れに納得できる要件の検討、その要件に対して必要な調査とアセスメントを行って、移管先の児童相談所だけでなく要保護児童対策地域協議会事務局とも調整や協議を行うなど、丁寧なケース引継ぎがなされていることは大変高く評価できます。・児童福祉司指導の通知は、援助方針会議での議論を踏まえ、指導の理由と内容が具体的、明確に記載されており、保護者や子どもにとって理解しやすい内容となっています。指導の理由と内容が明確になっていることによって、保護者や子どもと共通理解のもと児童福祉司指導が適切になされています。 <p>【課題、今後に向けての提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・休日夜間などの時間外通告ケースは、中央児童相談所経由で課長に入った情報が、幹部間で共有され、必要な協議と職員への指示が行われるなど組織的に対応されています。ただし、幹部職員の負担が大きいので県児童相談所全体の課題として対応策を検討していくことが必要と思われる。・現在の虐待相談対応に特段の課題は見られません。それは経験豊富な幹部職員、SV による適切な助言・指導体制、児童相談所業務への意欲・意識の高い職員の存在、さらに職場内のコミュニケーションの良さなどによると思われます。今後、経験豊富な職員の退職や異動など組織体制の変化もあると思われますので、組織全体として虐待対応の流れを明確化しておくことや、リスクアセスメントシートを活用するなどして常に多角的な視点で組織的な判断ができるよう検討しておく必要があると思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	S
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	S

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- ・施設への措置については、入所前からスモールステップで施設生活の「慣らし」を繰り返し、入所を開始するなど、入所後の子どもの生活の安定と入所前の保護者への動機づけや予防的介入の実践が見られます。
- ・対応の難しい保護者のもとで生活する特性を持つ子どもが、一時保護を繰り返す中で最終的に子どもが自らの意思で一時保護施設に入所し、施設入所する方向となった事例の紹介がありました。数年にわたり粘り強く子どもと接したことにより、子どもの中に、児童相談所はいつでも相談できる場所、安心できる場所であることを意識化できたと思われます。日頃から、何がそのケースの現在に必要なかという視点で判断と支援がなされていることが見てとれました。
- ・施設からの相談や支援要請があると速やかに訪問し、子どもの話を聞き、施設の悩みに対応するよう心掛けられています。施設の支援方針や子どもへの指導内容が子どもの意向と異なる場合には、子どもが置かれた状況がどのように子どもの心身に影響しているかをふまえて、子どもの意向を施設に伝えるなど調整を行っていました。
- ・自立支援計画の策定時に合わせて定期的に施設に訪問して、子どもに面会、施設職員と協議をすることを確実に実施しています。その結果については、援助方針会議の場でも報告し組織として共有できており、支援方針の変更が必要なケースに適時に対応できる体制となっています。
- ・保護者に対する見立てが関係機関と異なる場合においても、生育歴やパーソナリティを理解した丁寧な説明を行い、関係機関の理解を得たうえで在宅復帰につないだケースがありました。ケースの終結までの間に、終結後の支援を見通した細やかな準備を進められており、終結後も必要に応じて関わられています。
- ・子ども本人の意向と必要性に沿って措置延長がなされており、18歳以上への支援もできています。
- ・保健所、病院等での勤務経験のある職員がチームにいて、施設や里親の医療へのつながり方についても適切な助言や橋渡しができる点は、目立たない動きでありながら、施設や里親への支援の充実につながっています。

【課題、今後に向けての提案】

- ・自立支援計画の見直しあたっては、子どもが自分の意向も聞いてもらえたと感じ、里親が適切にニーズを反映できたと思えるよう、子どもや里親の参画についても、日頃から意識して取り組んでいただきたいです。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託率が、全国平均に比べて大きく上回っていることは大変評価できます。 <p>【課題、今後に向けての提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の保護(年間2～3ケース)について、管内に乳児の養育可能な里親がないことから、全ケースが乳児院への措置又は一時保護委託とのことでした。また、要保護児童全体の里親等委託率が、全国平均に比べて高いにもかかわらず、3歳未満児の里親委託率は低い状況です。 ・乳幼児の里親委託を推進するために、例えば、乳児や幼児に特化して委託できる養育里親のリクルートについて、里親支援センターやフォスタリング機関、市町村等と協働し、積極的に取り組むことが必要と考えます。 	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を批判的に見るのではなく、思いを受け止め、保護者の持つ力を信じて、思いに寄り添った丁寧な支援に努めようとする姿勢が職員とのヒアリングの中で感じ取れました。そのような姿勢はヒアリングした職員だけでなく、児童相談所全体からも感じ取れ、児童相談所としての本来的な支援が組織的に実施されています。 ・対応が難しい保護者に対しても、粘り強く丁寧に支援方針等の説明を重ね、保護者の理解を得ようと努めています。その結果、保護者から一定の理解を得ることができ、措置委託、家族関係の再構築、家族再統合に向けた取組みが適切に実施されています。 ・県児童相談所全体でサインズ・オブ・セーフティー及びペアレントトレーニングにかかわる研修が実施されており、家族支援に有効な方法と考えられます。研修の成果を取り入れたさらなる家族支援の実践に期待します。 <p>【課題、今後に向けた提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援のためには、家族関係の的確なアセスメントが必要です。当児童相談所では経験豊富な職員がいるので、現在は多角的な視点での的確なアセスメントがなされていますが、異動等も考えられますので、今後に向けて常に多角的な視点で客観的な判断ができる仕組みを検討しておくことが必要と思われる。また、家族再統合においては視覚的なプログラムを作成し、プログラムを家族に提示して支援を進める手法は家族の理解も得られやすく効果的と思われるので導入について検討してはいかがでしょうか。 ・保護者への粘り強い丁寧な対応は、評価できる一方で、時期を逸すると一時保護の長期化など、子どもの権利侵害につながる恐れもあることを常に意識しておくことが重要です。時には、保護者と対立しても子どもの権利を擁護する姿勢を併せ持つ必要があると思われる。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・管内の市町と定期的にケース情報交換の機会を設けるなど、市町との間でケースの共有化が図られています。・また、所長自ら市町に出向いて講演等を行うなど、児童相談所の市町への支援に対する意欲が高いことが評価できます。 <p>【課題、今後に向けた提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・現在は、市町との良好な関係のもと、こまめに連絡を取り合うことで、ケースの共有化ができていますが、児童相談所や市町村の職員の異動等により、積み重ねてきた知見や関係が途切れてしまうこともあり得ます。今後は、他自治体で導入されている市町村共通アセスメントシートなどを活用した、ケース支援やリスク管理を検討することも試みてください。・児童福祉審議会は、法的な争いケースなどの事例に限らず、支援困難事例を報告し、支援方針が適切かどうかの判断や必要な助言等を求めることができます。困難事例について助言をもらうことは、児童相談所の支援方針を決定するプロセスの可視化につながり、説明責任を果たす際にも有効です。年間計画をたてて定期的に開催するなど、積極的な活用が望まれます。・また、児童福祉審議会にはオンラインも活用して、事例を提出する児童相談所だけでなく他の県児童相談所の職員も参加する仕組みにすると、県児童相談所全体で支援困難な事例の共有化ができます。参加する職員の研修の場ともなることから、児童相談所の支援の質のさらなる向上に繋がるのではないのでしょうか。・なお、現行の県の児童福祉審議会については、所管部局課が中心となって体制や実施方法、活用しにくい構造的要因がないかなどを分析し、今後の幅広い活用に向けて検討してみたいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B